

「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会」

設 置 要 綱

制定 平成19年 1 月29日

改正 平成20年 2 月 4 日

改正 平成21年 4 月27日

改正 平成22年10月18日

北 海 道 防 衛 局

北 海 道

千 歳 市 ・ 苫 小 牧 市

(設置)

第1条 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に伴う、訓練計画の情報提供に関する
こと等について協議するため、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連
絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 訓練計画に係る情報提供に関すること
- (2) 訓練実施に伴う騒音状況に関すること
- (3) 事件・事故(米軍に係るもの。)に係る連絡体制等に関すること
- (4) その他、訓練実施に伴い市民生活への重要な影響を与えると認められる事項
なお、事件・事故に係る連絡体制等に関することについては、別途設置する「千
歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議」において協議し、その結果等について、本
連絡協議会に報告する。

(構成)

第3条 連絡協議会の構成は、北海道防衛局、北海道、千歳市及び苫小牧市とし、次
に掲げる職にある者をもって充てる(代理出席を認める。)

- (1) 北海道防衛局 企画部長、管理部長
- (2) 北海道 危機対策局長
- (3) 千歳市 副市長
- (4) 苫小牧市 副市長

なお、連絡協議会に議長及び副議長を置き、議長は北海道防衛局企画部長、副議
長は北海道防衛局管理部長をもって充てる。

(運営)

第4条 議長は、連絡協議会の事務を掌理し、必要と判断した場合及び連絡協議会の
構成員からの要請に基づき必要と判断した場合には連絡協議会を開催する。

- 2 副議長は、議長を助け、議長が連絡協議会に出席できない場合、議長の任務を代
行する。

(幹事会)

第5条 連絡協議会の下に、幹事会を置き、連絡協議会に付すべき事項について調整する。

2 幹事会の構成は、北海道防衛局、北海道、千歳市及び苫小牧市とし、次に掲げる職にある者をもって充てる（代理出席を認める。）。

(1) 北海道防衛局 地方調整課長、防音対策課長、業務課長

(2) 北海道 危機対策課長

(3) 千歳市 空港・基地課長

(4) 苫小牧市 空港政策課長、環境保全課長

3 幹事会は、北海道防衛局地方調整課長（代理は業務課長。）が主宰する。

4 幹事会にオブザーバーとして、厚真町、安平町、恵庭市、北広島市、栗山町、長沼町及び由仁町の出席を認める。

(庶務)

第6条 連絡協議会及び幹事会の庶務は、北海道防衛局地方調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は連絡協議会の協議により議長が定め、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会の協議により主宰者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年1月29日の連絡協議会において了解し、同日から施行する。

この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

この要綱は、平成22年10月18日から施行する。